

住宅瑕疵保険制度のセーフティネットに関する検討会（第6回）  
議事概要

日時：平成30年2月28日（水）15：00～17：00

1. 住宅瑕疵保険制度のセーフティネットに関する検討会報告書案について

- 国土交通省より資料2に基づき説明。

【委員指摘事項・主なやりとり】

- 「I. 通常は想定されない巨額の保険金支払いリスクへの対応」について

- ・ これまでの検討会の中で説明のあった住宅保証基金の3つの役割について、注記等で記載しておいた方がよいのではないか。  
→ ご指摘のとおり、参考資料のみの記載となっているので、本文でも記載したい。
- ・ 「1. 故意・重過失による巨大損害への対応（3号保険）について（1）現状①住宅瑕疵保険における故意・重過失損害の取扱い」に関して対策の方向性を実行すると、同一組織の中で住宅保証基金と3号保険が運営されることとなる。これには大きなメリットがある反面、透明性に欠ける点が生じかねないという危険性もある。報告書（案）に記載の衆議院での附帯決議の精神に則って、透明性の確保についての記載も入れておくべきではないか。  
→ ご指摘のとおり、透明性を確保すべきという点を追記したい。
- ・ 「1.（1）②故意・重過失損害に対する再保険」に関して、3号保険の保険料のうち事務費及び保険金支払いに充てる額を除いた全額を責任準備金として積み立てているが、加えて、責任準備金への積立てに当たり除くべき金額に課税相当額を加えるべきなのではないか。  
→ ご指摘を踏まえ、現状について追記し修正したい。
- ・ 「2. 故意・重過失以外の巨大損害への対応について（1）現状②制度創設時に想定された損害の規模」に関して、これまでの検討会において説明のあった巨大損害のパターンについて、注記等で記載しておいた方がよいのではないか。  
→ ご指摘を踏まえ、注記等の追記を行いたい。
- ・ 「2.（1）③住宅瑕疵保険における支払限度額」の※書きの中で、事故報告順に保険金の支払いが行われるとあるが、地震保険と異なり事故報告順となる理由を付記した方がよいのではないか。地震保険の場合は被害の全容を把握しやすいということだったかと思うがいかがか。

→ これまでの検討内容を踏まえて、理由が分かるような形で修正したい。

- ・ 「2. (3) 講ずべき対策の方向性」の中で、「リスクの水準」という言葉は分かりづらいので、「支払限度額の水準」というような表現が適当ではないか。

→ ご指摘のとおり支払限度額を念頭に置いた記載のため、修正したい。

- ・ 「2. (3)」の中で、「支払い順位のあり方等を・・・必要に応じて見直しを行うべき」とあるが、支払い順位のあり方の見直しについては実務的に検討しなければいけない課題が多いと思うので、見直しの要否を検討する、等の表現に留めておいてはどうか。

→ ご指摘のとおり表現ぶりを検討したい。

## ○「Ⅱ. 保険法人の破綻リスクへの対応」について

- ・ 「1. 破綻の事前防止 (3) 講ずべき対策の方向性②情報公開」に関して、情報を伝える手段として具体的にどういう媒体・手段があるか触れるべきではないか。

→ ご指摘のとおり、媒体・手段の例示等の記載を検討する。

- ・ 「2. 破綻時等の対応 (1) 現状及び課題①国土交通省による監督」に関して、破綻の場面において国土交通省が監督を行うという表現はおかしいのではないか。表現を修正するか記載場所を変更してはいかがか。

→ 破綻しないよう事前に監督するという要素について、適切な表現ぶりを考えたい。また、この内容を本文中どこに記載すべきかも検討したい。

- ・ 「2. (1) ②破綻時のセーフティネット制度」の中で、住宅瑕疵保険の特徴が3つ挙げられているが、1号保険は一種の義務保険であるということも記載してはいかがか。

→ ご指摘を踏まえ、1号保険は一種の義務保険であることを追記したい。

- ・ 「2. (1) ②」の※1の中で、住宅瑕疵担保履行法と保険業法の違いが「妥当なものである」との記載があるが、表現が強すぎるのではないか。

→ ご指摘を踏まえ、表現ぶりを工夫したい。

- ・ 「2. (2) 講ずべき対策の方向性②破綻時のセーフティネット制度」に関して、1号保険と2号保険の保証範囲の差を検討課題に挙げておいてはどうか。

→ そういった観点も検討すべきということを盛り込みたい。

○「Ⅲ.その他」について

- ・ 制度利用者からすれば負担水準も重要な関心事項となるため、今後の検討課題として、保険料水準の検証についても言及してはどうか。
  - 施行後10年を経過しておらず、保険期間を満了した契約が存在しないため、今後どうなるか分からない部分もあるが、追記につき検討したい。

- 委員の意見を踏まえた報告書の修正等については、座長に一任された。

以上